

ウクライナ情勢に関する 外国為替及び外国貿易法に基づく措置について

(ロシア等の特定団体への輸出等禁止措置)

2025年9月12日
経済産業省
貿易経済安全保障局
貿易管理部

目次

1. 今回の追加制裁措置の概要

2. ロシア・ベラルーシ・第3国の特定団体への輸出等禁止措置

今回の追加制裁措置の概要（輸出入関連の措置）

- ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、米国・EU等の主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、追加のロシア制裁として、外為法による以下の措置を講じる。
- 資産凍結等の措置の対象となる団体・個人の追加を行うとともに、ロシアの軍事関連団体等（2団体）及びロシア・ベラルーシ以外の第3国に所在する団体（9団体）への輸出禁止措置を講じる。
→ 9月12日閣議了解、外務省告示を発出。
- また、ロシア産の原油について、上限価格（プライスキップ）を超える価格で取引される場合にその輸入等を禁止する措置に関して、同志国と連携し、上限価格を1バレル当たり60ドルから47.6ドルに引き下げを行う。
→ 9月12日より適用（外務省、財務省、経産省が告示を発出）。10月17日までの経過措置あり。

対ロシア輸出入等禁止措置（全体像）

2022年2月のロシアによるウクライナ侵略を受けて、我が国は、G7等の主要国と連携しつつ、ロシア制裁の一環として、広範な輸出入禁止措置を累次に渡って実施。

（1）国際輸出管理レジームの対象品目（ベラルーシ含む）

軍事転用
可能な
品目の
輸出禁止

※対象品目：工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等及び関連技術

（2）軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品（一部ベラルーシ含む）

※対象品目：半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品及び関連技術、催涙ガス、ロボット、レーザー溶接機等

（3）化学・生物兵器関連物品等

※対象品目：化学物質、化学・生物兵器製造用の装置

産業基盤
関連品目
輸出禁止

（4）先端的な物品等

※対象品目：量子コンピュータ、3Dプリンター等及び関連技術

（5）産業基盤強化に資する物品

※対象品目：貨物自動車、ブルドーザ、1900ccを超える自動車、ハイブリッドエンジン式乗用車、自動車用エンジンオイル、特殊車両等のエンジン及び部品等

（6）石油精製用の装置等

せいたく品
輸出禁止

（7）奢侈品（しゃし品）

※対象品目：酒類、宝飾品等

軍事関連
団体向け
輸出禁止

（8）ロシア・ベラルーシ・第3国の特定団体（軍事関連団体等）

●ロシア：561団体

※2団体を追加

●ベラルーシ：27団体

●第3国：56団体

※中国 6団体、トルコ 2団体、UAE 1団体を追加

UAE4団体、アルメニア1団体、中国31団体、インド1団体、カザフスタン2団体、キルギス2団体、シリア1団体、タイ1団体、トルコ10団体、ウズベキスタン3団体

今回追加制裁を
措置した項目

（9）一部物品

※原油について、上限額を1バレル60米ドルから47.6米ドルへ引下げ

※対象品目：アルコール飲料、木材、上限価格を超える原油・石油製品、非工業用ダイヤモンド（ロシアを船積地又は原産地とする場合）

（10）「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入

(参考) 今回の追加制裁措置の概要 (全体)

- ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、米EU等の主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、追加のロシア制裁として、外為法による下記の措置を講じることを9月12日に閣議了解。
- このため、資産凍結等の措置の対象となる団体・個人の追加を行うとともに、ロシアの軍事関連団体等及びロシア・ベラルーシ以外の第3国に所在する特定団体への輸出禁止措置を講じる（外務省告示発出。）。
- また、2022年12月5日付の閣議了解に基づき、外為法による上限価格（プライスキヤップ）を超える価格で取引される、ロシア産の原油の輸入等禁止措置に関して上限価格の引下げを行う。

※ 1～4まで9月12日に閣議了解。5については、9月12日から適用（外務省、財務省、経産省が告示を発出）。

1 ロシア関係者等に対する資産凍結等の措置（14個人、48団体）

本措置による資産凍結等の対象者は、計1,017個人・370団体、銀行17行。

2 ロシア・ベラルーシ以外の第三国の関係者に対する資産凍結等の措置（3団体）

本措置による資産凍結等の対象者は、計1個人・7団体、銀行1行。

3 ロシアの軍事関連団体等（2団体）への輸出等禁止

本措置による輸出等禁止措置の対象となるロシアの軍事関連団体は計561団体。

4 ロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体への輸出等禁止

制裁迂回に関与した疑いのある9団体(中国(含む香港)6団体、トルコ2団体、UAE1団体)向けの輸出を禁止。

本措置による輸出等禁止措置の対象団体は計56団体。

5 石油プライスキヤップの引下げ

バレル当たり60ドルから47.6ドルに引下げ。（9月12日より適用。10月17日までの経過措置あり。）

目次

1. 今回の追加制裁措置の概要

2. ロシア・ベラルーシ・第3国の特定団体への輸出等禁止措置

ロシア・ベラルーシ・第3国の特定団体への輸出等禁止措置

○ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国は米国及び欧州諸国と連携しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、**ロシア及びロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体への輸出等禁止措置**を導入する旨発表（9月12日閣議了解）。

○ロシア・ベラルーシの特定団体への輸出等禁止措置（外務省告示9月12日発出、9月19日施行）

・対象団体

ロシア561団体（**2団体追加**）、ベラルーシ27団体

・輸出禁止対象品目

全品目（但し、無償の救じゅつ品等を除く）

・禁止される役務取引

外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等（役務取引等告示）別表第二第一号、第三号及び第四号に掲げるものを除く技術を提供する取引

○ロシア・ベラルーシ以外の国の特定団体への輸出等禁止措置（外務省告示9月12日発出、9月19日施行）

・対象団体

アラブ首長国連邦4団体、アルメニア1団体、中華人民共和国31団体、インド1団体、カザフスタン2団体、キルギス2団体、シリア1団体、タイ1団体、トルコ10団体、ウズベキスタン3団体

(中華人民共和国6団体、トルコ2団体、アラブ首長国連邦1団体追加)

・輸出禁止対象品目

別表第二の三（ロシア向け輸出禁止品目）に掲げる貨物のうち、第三号（奢侈品）を除いたもの

・禁止される役務取引

外国為替令別表の一から一五に掲げる技術及び役務取引等告示別表第一に掲げる技術を提供する取引（役務取引等告示別表第二第一号、第三号及び第四号に掲げるものを除く）

（注意）規制の詳細は、輸出貿易管理令等の関係法令を必ずご確認ください。

輸出禁止対象となるロシアの特定団体

560 アルファ・マシナリー・グループ（別称：AMG社、有限会社AMG）

561 有限会社ヴネシュエコスタイル

輸出禁止対象となるロシア・ベラルーシ以外の特定団体

【中華人民共和国】

- 48 エレ・テクノロジー・カンパニー・リミテッド（深圳市易络电子有限公司）（別称：イーエルイー・テクノロジー・コーポレーション・リミテッド）
- 49 イーステック・エレクトロニクス・リミテッド（別称：イーステック・エレクトロニクス、シェンジエン・イースト・テクノロジー・リミテッド、シェンジエン・イータイ・テクノロジー・カンパニー・リミテッド、イータイ・テクノロジー、イータイ・インターナショナル・エレクトロニクス・カンパニー・リミテッド、イーステック）
- 50 アライン・トレーディング・カンパニー・リミテッド
- 51 エーフオックス・コーポレーション（元富科技集團股份有限公司）（別称：エーエフオーエックス・コーポレーション・リミテッド）
- 52 タイム・アート・インターナショナル・リミテッド（時亞國際有限公司）
- 53 ホンコン・チースー・エレクトロニック・テクノロジー・カンパニー・リミテッド（香港旗速電子有限公司、香港旗速電子科技有限公司）

輸出禁止対象となるロシア・ベラルーシ以外の特定団体

【トルコ】

- 54 イクス・メディカル・ビュロ・マルゼメレリ・ティジャーレット有限会社（別称：イクス・エレクトロニック・イチ・ヴェ・ドウシュ・ティジャーレット有限会社、イクス・エレクトロニクス・ドメスティック・アンド・フォーリン・トレード有限会社、イクス・エレクトロニクス・ドメスティック・アンド・フォーリン・トレード有限会社、イスタンブル・インダストリー・アンド・トレード・フリー・ゾーン・プランチ）
- 55 ユルドウズ・チップ・テクノロジ・エレクトロニック・エレクトリック・ビルギサヤル・マルゼメレリ・ティジャーレット・サナイ有限会社（別称：ユルドウズ・チップ及びユルドウズ・チップ・テクノロジ・エレクトロニック・エレクトリック・コンピューター・マテリアルズ・トレード・インダスリー有限会社）

【UAE】

- 56 レーザーチップスFZCO